第１号様式の２（その１）（第２条関係）

整備基準適合状況表（建築物（コンビニエンスストアを除く。））

施設の名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 条例の整備基準の内容 | 設計内容 | 判定 | 人的支援 |
| １　主たる利用経路 |
| (1) １以上設ける経路（④はその全て） | ①道等から利用居室までの経路 | □有　□無 |  |  |
| ②利用居室から多目的トイレまでの経路 | □有　□無 |  |  |
| ③障害者等用駐車施設から利用居室までの経路 | □有　□無 |  |  |
| ④公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までのすべての経路 | □有　□無 |  |  |
| (2) 構造 | 階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーター等の昇降機を併設する場合等を除く。）。 | □適　□否 |  |  |
| (3) 出入口 | ①幅は、80cm以上 | （幅）　　　cm |  |  |
| ②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造で高低差がないこと。 | （開閉方式） |  |  |
| ２　廊下等　 |
| (1) 構造 | ①粗面又は滑りにくい仕上げ | （仕上材）　 |  |  |
| ②階段又は傾斜路の上端に近接する部分に注意喚起用床材を敷設（勾配が20分の１を超えない傾斜の上端に近接する場合、高さが16㎝を超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜の上端に近接する場合又は自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合を除く。） | □有　□無□ただし書□突起なし |  |  |
| (2) 主たる利用経路の廊下等 | ①幅は、120cm以上 | （幅） 　　　cm |  |  |
| ②末端の付近及び区間50m以内ごとに車椅子の転回場所 | □適　□否 |  |  |
| ③出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、高低差がないこと。 | □適　□否 |  |  |
| ④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造で高低差がないこと。 | （開閉方式） |  |  |
| ３　階段　 |
|  | ①踊場を除き、手すりを設置 | □有　□無 |  |  |
| ②粗面又は滑りにくい仕上げ | （仕上材） |  |  |
| ③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差により段を容易に識別可能 | □適　□否 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ④段鼻の突き出し等のつまずきの原因となるものを設けない構造 | □適　□否 |  |  |
| ⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分に注意喚起用床材を敷設（主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合を除く。） | □有　□無□ただし書□突起なし |  |  |
| ⑥主たる階段は、回り階段でないこと。 | □適　□否 |  |  |
| ⑦１以上の階段の両側に手すりを設置（８(1)の構造のエレベーターを設置する場合、近接する複数の階段で合わせて左右両側の手すりを設置する場合又は幅員が140㎝を確保できない場合を除く。) | □有　□無□ただし書 |  |  |
| ４　階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路　 |
| (1) 構造 | ①手すりを設置（傾斜路の勾配が12分の１を超え、又は高さが16㎝を超える部分） | □有　□無 |  |  |
| ②粗面又は滑りにくい仕上げ | （仕上材） |  |  |
| ③前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差により存在を容易に識別可能 | □適　□否 |  |  |
| ④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に注意喚起用床材を敷設（勾配が20分の１を超えない傾斜の上端に近接する場合、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜の上端に近接する場合、主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。） | □有　□無□ただし書□突起なし |  |  |
| ⑤両側に立ち上がり部を設置（側面が壁面の場合を除く。） | □有　□無□ただし書 |  |  |
| (2) 主たる利用経路の傾斜路 | ①幅は階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上 | （幅）cm |  |  |
| ②勾配は、12分の１以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、８分の１以下） | （勾配） |  |  |
| ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置　 | （高さ）　　cm（踏幅）　　cm |  |  |
| ５　便所　 |
| (1) 多目的トイレ（専ら従業員が使用するもの又は共同住宅の住戸内のものを除く。） | ①多目的トイレを１以上（男女の区分があるときは、それぞれ1以上）設置 | （設置数）箇所 |  |  |
| ②多目的トイレには、腰掛便座、手すり等が適切に配置 | □適　□否 |  |  |
| ③多目的トイレに、十分な空間を確保 | □適　□否 |  |  |
| ④多目的トイレ及び便所の出入口の幅は、80cm以上 | （幅） cm |  |  |
| ⑤多目的トイレ及び便所の出入口に戸を設ける場合には、幅は、80㎝以上 | （幅） cm |  |  |
| ⑥多目的トイレ及び便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造 | （開閉方式） |  |  |
| ⑦多目的トイレが設けられている便所は、十分な空間を確保 | □適　□否 |  |  |
| ⑧車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 | □適　□否 |  |  |
| ⑨１以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さ、け込み等に配慮した構造及び車椅子使用者に配慮した高さの鏡の設置 | （洗面台の高さ）cm（け込みの高さ／奥行き）cm／　　cm（鏡の高さ）cm |  |  |
| ⑩レバー式等の操作が容易な水栓器具の設置 | □レバー□光感知□他（　　 　） |  |  |
| ⑪オストメイトのための洗浄設備を設けた便房を１以上（男女の区分があるときは、それぞれ１以上）設置 | （設置数）箇所 |  |  |
| (2) 床 | 粗面又は滑りにくい仕上げ | （仕上材） |  |  |
| (3) 水洗器具 | １以上（男女の区分があるときは、それぞれ１以上）は、レバー式等の操作が容易な水栓器具 | □レバー□光感知□他（　　　 　） |  |  |
| (4) 男子用小便器のある便所 | 床置式小便器、壁掛式小便器等を１以上設置 | （設置数）箇所　 |  |  |
| ６　敷地内の通路　 |
| (1) 構造 | ①粗面又は滑りにくい仕上げ | （仕上材） |  |  |
| ②段がある部分には、手すりを設置 | □有　□無 |  |  |
| ③段がある部分は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差により段を容易に識別可能 | □適　□否 |  |  |
| ④段鼻の突き出し等のつまずきの原因となるものを設けない構造 | □適　□否 |  |  |
| ⑤主たる階段は、回り階段でないこと。 | □適　□否 |  |  |
| (2) 傾斜路 | ①手すりを設置（勾配が12分の１を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の１を超える部分） | □有　□無 |  |  |
| ②前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差により存在を容易に識別可能 | □適　□否 |  |  |
| ③両側に立ち上がり部を設置（側面が壁面の場合を除く。） | □有　□無□ただし書 |  |  |
| (3) 主たる利用経路の敷地内の通路 | ①幅は、120cm以上 | （幅）  cm |  |  |
| ②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置 | □適　□否 |  |  |
| ③戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造で高低差がないこと。 | （開閉方式）　 |  |  |
| ④排水溝につえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設置 | □適　□否 |  |  |
| (4) 主たる利用経路の敷地内の通路の傾斜路 | ①幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上 | （幅）cm |  |  |
| ②勾配は、12分の１以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、８分の１以下） | （勾配） |  |  |
| ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置　 | （高さ） cm（踏幅） 　　cm |  |  |
| ７　駐車場　 |
| 障害者等用駐車施設 | ①駐車場を設ける場合には、１以上設置(専ら従業員が使用するものを除く。) | （設置数）箇所 |  |  |
| ②幅は、350cm以上 | （幅） cm |  |  |
| ③障害者等用駐車施設から利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置 | □適　□否 |  |  |
| ８　エレベーター　 |
| (1) 構造 | ①エレベーターを設ける場合には、②から⑬までに定める構造のものを１以上設置（多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口のない階において提供されるサービス等を高齢者、障害者等が享受できる場合等又は主として荷物の運搬の用に供するエレベーターを設置する場合を除く。） | （設置数）箇所 |  |  |
| ②籠は、多数の者が利用又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、多目的トイレ、障害者等用駐車施設がある階及び地上階に停止 | □適　□否 |  |  |
| ③籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上 | （幅） cm |  |  |
| ④籠の幅は、100cm以上 | （幅） cm |  |  |
| ⑤籠の奥行きは、135cm以上 | （奥行き）cm |  |  |
| ⑥乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上 | （幅） cm（奥行き）cm |  |  |
| ⑦籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 | □適　□否 |  |  |
| ⑧籠内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設置 | □有　□無 |  |  |
| ⑨籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置 | □有　□無 |  |  |
| ⑩乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置 | □有　□無 |  |  |
| ⑪籠内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものは除く。） | □有　□無□ただし書 |  |  |
| ⑫籠内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作可能（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものは除く。） | □適　□否□ただし書 |  |  |
| ⑬籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものは除く。） | □有　□無□ただし書 |  |  |
| (2) 主たる利用経路のエレベーター（2,000m2以上の施設への設置） | ①籠の幅は、140㎝以上（共同住宅等は100㎝以上） | （幅）　　　cm |  |  |
| ②籠は、車椅子の転回に支障がない構造（共同住宅等は除く。） | □適　□否 |  |  |
| ③籠内には、手すりを設置（共同住宅等は除く。） | □有　□無 |  |  |
| ④籠の出入口には、光電式等の乗降者検出装置を設置 | □有　□無 |  |  |
| (3) 特殊な構造等のエレベーター | 平成18年国土交通省告示第1492号第２第１号に規定する構造 | □適　□否 |  |  |
| ９　標識 |
|  | ①整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの付近に、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターがあることを表示する標識を設置 | □有　□無 |  |  |
| ②高齢者、障害者等の見やすい位置に設置 | □適　□否 |  |  |
| ③表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Ｚ8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。 | □適　□否 |  |  |
| 10　案内板等　 |
| (1) 案内板その他の設備 | ①整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの配置を表示した案内板等を設置（当該設備の配置を容易に視認できる場合又は管理者等が出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が11(2)の基準に適合する場合を除く。） | □有　□無□ただし書 |  |  |
| ②案内板等の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、高齢者、障害者等が見やすいものとすること。 | □適　□否 |  |  |
| ③整備基準に適合する便所又はエレベーターの配置を点字により表示する等視覚障害者に示すための設備の設置 | □有　□無 |  |  |
| (2) 調剤受取用文字表示 | 病院の調剤受取を待つための文字による表示装置を設置　 | □有　□無 |  |  |
| (3) 非常警報装置 | 　劇場等、集会場等及びホテル等に自動火災報知設備を設ける場合は、これと連動した光等による非常警報装置を設置 | （種類） |  |  |
| 11　視覚障害者利用経路　 |
| (1) 視覚障害者利用経路を設ける経路 | 道等から案内設備までの経路のうち１以上の経路（管理者等が出入口を容易に視認でき、かつ、道等から出入口までが(2)の基準に適合する場合を除く。)は視覚障害者利用経路とすること。 | □有　□無□ただし書 |  |  |
| (2) 視覚障害者利用経路の構造 | ①誘導用床材及び注意喚起用床材の適切な敷設又は音声等による誘導設備の設置（駐車場等の車路を横断する部分を除く。） | □有　□無□突起なし |  |  |
| ②車路に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設 | □有　□無□突起なし |  |  |
| ③段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設（勾配が20分の１を超えない傾斜の上端に近接する場合、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜の上端に近接するものである場合又は段若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。) | □有　□無□ただし書□突起なし |  |  |
| 12　授乳場所等　 |
|  | ①授乳のできる場所を設置 | □有　□無 |  |  |
| ②椅子その他授乳に必要な設備を設置 | □有　□無 |  |  |
| ③おむつ交換のできる場所を設置 | □有　□無 |  |  |
| ④ベビーベッド等のおむつ交換に必要な設備の設置 | □有　□無 |  |  |
| ⑤便所（男女の区分があるときは、それぞれの便所）内にベビーチェア等を設置した便房を1以上設置 | （設置数）箇所 |  |  |
| 13　客席 |
| 　劇場等、集会場等及びスポーツ施設で固定式の席を設けるもの | ①車椅子使用者用区画を席数の200分の１以上設置（最高10まで） | （総席数）　　　　　 席（区画）　　人分 |  |  |
| ②区画は、１人につき幅90cm以上、奥行き150cm以上 | （幅） cm（奥行き）cm |  |  |
| ③区画に至る１以上の通路の幅員は、120cm以上 | （幅） cm |  |  |
| ④区画に至る１以上の通路に高低差がある場合は、４(1)②及び(2)①から③までに定める構造の傾斜路を設置 | □適　□否 |  |  |
| 14　共同浴室等 |
| ホテル等に設ける１以上（男女の区分があるときは、それぞれ１以上）の共同浴室及び脱衣場 | ①出入口の幅は、80cm以上 | （幅）　　　cm |  |  |
| ②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造 | （開閉方式） |  |  |
| ③車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 | □適　□否 |  |  |
| ④腰掛台の設置 | □有　□無 |  |  |
| ⑤レバー式等の操作が容易な水栓器具の設置 | □レバー□光感知□他（　　　 　） |  |  |
| ⑥浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置 | □適　□否 |  |  |
| ⑦十分な空間の確保 | □適　□否 |  |  |
| 15　更衣室及びシャワー室　 |
| 　スポーツ施設に設ける１以上（男女の区分があるときは、それぞれ１以上）の更衣室又はシャワー室 | ①出入口の幅は、80cm以上 | （幅）　　　cm |  |  |
| ②戸を設ける場合は、、車椅子使用者が容易に通過できる構造 | （開閉方式） |  |  |
| ③車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。 | □適　□否 |  |  |
| ④腰掛台及び手すりの設置 | □有　□無 |  |  |
| ⑤操作の容易な位置にレバー式等の操作しやすい水栓器具 | □レバー□光感知□他（　　　 　） |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ⑥１以上の更衣用又はシャワー用ブースは、車椅子使用者が利用できる床面積を確保 | □適　□否 |  |  |
| 16　客室　 |
| 　ホテル等に設けられる客室 | ①車椅子使用者用客室を、客室総数の100分の１（端数切り上げ）以上設置 | （客室総数）　　　　　 室（車椅子使用者用客室）　　　　　室 |  |  |
| ②出入口の幅は、80cm以上 | （幅）　　　cm |  |  |
| ③戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造で高低差がないこと。 | （開閉方式） |  |  |
| ④車椅子使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保 | □適　□否 |  |  |
| ⑤５(1)①から⑩まで及び(2)に定める構造の便所の設置（客室の外部に５(1)①から⑩まで及び(2)の便所が設けられている場合（客室数50以上の場合は、同一階に限る。）を除く。） | □有　□無□ただし書 |  |  |
| ⑥14に定める構造の浴室を設置(14に定める構造の共同浴室等が設けられている場合を除く。) | □有　□無□ただし書 |  |  |
| 17　受付カウンター及び記載台 |
| 　２人分以上の受付カウンター等を設ける場合 | ①幅は、80cm以上（管理者等が容易にカウンター前に出て対応できる場合を除く。） | （幅）cm |  |  |
| ②高さが75cm程度でけ込みのあるもの（管理者等が容易にカウンター前に出て対応できる場合を除く。） | （高さ） cm（け込みの高さ／奥行き）cm／　　cm |  |  |
| 18　公衆電話台 |
| 　公衆電話台を設置する場合 | 　車椅子使用者が円滑に使用できる高さ及びけ込みに配慮した公衆電話台を１以上設置 | （高さ） 　cm（け込みの高さ／奥行き）cm／　　cm |  |  |